

社会資本総合整備計画（地域住宅計画）の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画（地域住宅計画）	
①計画の名称	社会資本総合整備計画（地域住宅計画「大阪府地域」）
②都道府県名	大阪府
③計画作成主体	大阪府、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、茨木市、摂津市、高槻市、島本町、能勢町、豊能町、東大阪市、枚方市、寝屋川市、交野市、守口市、門真市、四條畷市、八尾市、藤井寺市、松原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、高石市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、柏原市、大阪狭山市、太子町、河南町、阪南市、千早赤阪村、大阪府住宅まちづくり推進協議会（市町村は、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅政策の推進に関連する事業に係る部分のみ）
④計画期間	平成19年度～22年度
⑤計画の目標	<p>【大阪府】 『安全・安心で居住魅力と活力ある大阪』を目指すべき共通の目標とし、以下のような施策について重点的に取り組む。 （重点的に取り組む施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市場機能が適正に発揮される取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ストック活用を促すリフォーム市場の健全育成 ・分譲共同住宅（マンション）対策 ・民間賃貸住宅における入居差別等の解消 ・多様な住まいの選択を支える民間住宅ストックの有効活用 ・住情報の提供と相談体制の整備 ○公共の資産を最大限に活用する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅ストックの総合的な活用：大阪府営住宅ストック総合活用計画に基づく効率的・効果的な事業推進 ○府民、NPO等との協働の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・府民、NPO等によるまちづくり活動の支援 ・住宅まちづくり教育の推進 ○危機管理の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の安全性の確保：大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プランに基づく耐震診断・耐震改修の促進等 <p>【市町村】 市町村が定める「住宅（まちづくり）マスタープラン」、市町営住宅の総合的な活用計画である「ストック総合活用計画」、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画である「耐震改修促進計画」等に基づく施策の推進を図る。</p>
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	大阪府において評価を行う。
⑦事後評価の結果	<p>指標①：「バリアフリー化住宅の割合」 定 義：府営住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合 評価方法：府営住宅管理データによる集計 結 果：従前値：35%（19年度）⇒目標値：40%（22年度）⇒実績値：40.9% 結果の分析：「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づく効率的・効果的な事業の実施により、目標を達成した。</p> <p>指標②：「耐震性を満たす住宅の割合」 定 義：府営住宅における耐震性を満たす住宅の割合 評価方法：府営住宅管理データによる集計 結 果：従前値：70%（19年度）⇒目標値：75%（22年度）⇒実績値：74.0% 結果の分析：耐震改修事業は、計画期間の当初3ヵ年は、耐震改修の工法検討や耐震診断、計画策定、実施設計業務を行い、平成20年度後半から工事に着手して</p>

	いるため、目標値の達成には至らなかったものの、事業は順調に進捗している。
⑧結果の公表方法	大阪府のホームページに掲載
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	<p>(事後評価の結果を踏まえ、次期地域住宅計画に反映すべき事項や目標を達成するための措置等を記載。地域住宅協議会等において協議を行った場合はその旨を記載。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅に入居している高齢者のいる世帯は、今後も増加することが予想されることから、より一層のバリアフリー化の推進が必要である。このため、次期計画においても「バリアフリー化された府営住宅の割合」を引き続き指標として設定し、平成27年度における目標値を50%と設定している。 ・現行の耐震基準を満たさない府営住宅については、早急に耐震化を図る必要がある。このため、次期計画においても「耐震性を満たす府営住宅の割合」を引き続き指標として設定し、平成27年度における目標値を90%と設定している。 ・また、民間住宅についても早急に耐震化を図る必要があることから、新たに「耐震性を満たす民間住宅の割合」を指標として設定し、平成27年度の目標値を90%と設定している。 ・このほか、「住宅市街地基盤整備事業による住宅供給戸数」を指標として新たに設定した。 <p>上記の目標を達成するために、引き続き、住宅まちづくりマスタープラン等の住宅に関する計画に基づく施策の重点的な推進を図り、大阪府域の課題に対応した取り組みを進める。</p>
⑩その他	(特記すべき事項があれば記載)